

# パートタイマー就業規則

社会福祉法人ありんこ会

# パートタイマー就業規則

## 第1章 総 則

### 第1条 目的

このパートタイマー就業規則(以下「本規則」という)は、パートタイマーの労働条件、就業に際しての服務規律等について定めたものである。

### 第2条 パートタイマーの定義

本規程におけるパートタイマーとは、1日あるいは、1週間の所定労働時間が正規の従業員に比して短い者で、採用の手続きを経て会社と雇用契約を締結し、現に従事する者をいう。

### 第3条 適用範囲

本規程は、法人のパートタイマーに適用する。

### 第4条 規程遵守の義務

法人のパートタイマーは、本規程および本規程に付随する諸規程等を遵守して、誠実にその義務を履行し、相互に協力して会社の発展と業務効率の向上に努めなければならない。

### 第5条 正社員への転換

勤続3か月以上の者で、本人が希望する場合は、正社員に転換させることがある。

2 転換時期は毎年4月1日とする。

3 転換させる場合の要件及び基準は以下のとおりとする。

- ① 正社員と同様の勤務時間・日数で勤務が可能な者
- ② 所属長の推薦があり、理事長との面接に合格した者

4 上記の他、会社が必要と認めるときは、本人と相談の上(要件及び基準は前第3項に拠らず)その都度正社員への転換をすることができる。

## 第2章 人事

### 第1節 採用

### 第6条 採用および労働条件通知書の交付

本法人は、就職を希望する者の中から選考し、所定の手続きを行った者をパートタイマーとして採用する。

2 パートタイマーの採用に際しては、労働条件を各人別に決定し、別紙の労働条件通知書及びその他の労働条件が明らかとなる事項を記した書面を本人に交付して、その労働条件を明示するものとする。

### 第7条 採用決定時の提出書類

パートタイマーとして採用された者は、採用後7日以内に次の書類を提出しなければならない。ただし、会社が特に提出不要と認めた場合は、その一部を省略することができる。

- ① 自筆の履歴書(3か月以内に撮影の写真貼付)
- ② 誓約書
- ③ 労働契約書

- ④ 扶養親族控除等申告書その他税法上必要な書類
  - ⑤ その他会社が必要とする書類
- 2 前項各号の書類の記載事項に変更があったときは、その都度速やかに届け出なければならない。

## 第2節 解雇

### 第8条 退職

パートタイマーは次の各号の一に該当する場合は退職とする。

- ① 退職を願い出て承認されたとき、又は退職願提出後1か月を経過したとき
- ② 死亡したとき
- ③ 定年に達したとき
- ④ 期間を定めて雇用したパートタイマーの雇用期間が満了したとき

### 第9条 退職手続き

パートタイマーが退職しようとする場合は、少なくとも退職日の1か月前までに退職願を提出しなければならない。

2 前項の規定により退職願を提出した者は、法人の承認があるまでは従前の業務に服さなければならない。但し、退職願提出後1か月を経過した場合はこの限りではない。

### 第10条 雇止め

パートタイマーの労働契約を更新しない場合(契約を3回以上更新し、又は雇入れの日から起算して1年を超えて継続勤務している者に係るものに限り、あらかじめ当該契約を更新しない旨明示されているものを除く。)には、少なくとも当該契約の期間の満了する日の30日前までに予告する。

2 前項の場合において、当該パートタイマーが、雇止めの予告後に雇止めの理由について証明書を請求した場合には、遅滞なくこれを交付する。雇止めの後においても同様とする。

### 第11条 定年

正社員就業規則第16条、第17条を準用する。

### 第12条 解雇

パートタイマーが次の各号の一に該当するときは、少なくとも30日前に予告するか又は平均賃金の30日分を支給して解雇する。但し、第一号に基づき採用後14日以内に解雇する場合には、予告等は行わない。

- ① 試用期間中又は試用期間満了の際、引き続きパートタイマーとして勤務させることが不相当と認められたとき
- ② 精神又は身体に故障があるか又は虚弱、疾病のため業務に耐えられないと認めるとき
- ③ 勤務成績又は能率が悪かったり、あるいは保育技術が低劣のため就業に適さないと認めるとき
- ④ 業務上の都合によりやむを得ない事由のあるとき
- ⑤ その他前各号に準ずるやむを得ない事由のあるとき

2 前項の予告日数は、解雇予告手当を支払った日数だけ短縮することができる。

## 第13条 解雇制限

前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する期間は解雇しない。

- ① 法人が、労働基準法第81条に基づく打切補償を支払ったとき
- ② 業務上の傷病により療養の開始後3年を経過しても当該疾病が治癒しない場合であって、労災保険から傷病補償年金を受けているとき、または同日後受けることとなったとき
- ③ 天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合で、所轄労働基準監督署長の認定を受けたとき

2 法人は、パートタイマーが育児休業もしくは介護休業の申出をし、または育児休業もしくは介護休業を取得したことを理由に、当該パートタイマーに対して解雇その他不利益な取り扱いをしない。

3 法人は、女性パートタイマーが婚姻したことを理由として解雇することはない。また、女性パートタイマーが妊娠したこと、出産したことその他それに準ずる事由を理由として、当該女性パートタイマーに対して解雇その他不利益な取り扱いをしない。

## 第3章 服務

### 第1節 服務心得

#### 第14条 服務の基本原則

パートタイマーは、保育従事者としての責務を自覚し、児童の福祉のため自己に与えられた業務に誠実に従事し、この規定に定めるもののほか業務上の指示に従い常に作業能率の向上、知識技能の修得、人格の陶冶に努力するとともに、互いに協力して職場の秩序を維持しなければならない。

#### 第15条 服務心得

パートタイマーは就業に当たり、次の事項を守らなければならない。

- ① 自己の服務に対し責任を重んじ誠実に服務に努めること。
- ② パートタイマーは互いに助け合い、礼儀を重んじ誠実に服務に努めること。
- ③ 常に時間を尊重し、職務の慎重、敏速及び的確を期すること。
- ④ 職場の清潔整頓に努めること。

#### 第16条 信用保持

パートタイマーは法人の信用を傷つけ、又は法人の不名誉となる行動をしてはならない。

#### 第17条 服務規律

パートタイマーは次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- ① 業務上の秘密事項を他に洩らすこと。
- ② 法人経営の園内又は施設、備品等を私用で使用したり、業務に関係のない文書を掲示あるいは配布すること。
- ③ 就業時間中に上司の許可なく職場を離れること。
- ④ 所定外の場所において電熱器等の火気を許可なく使用すること。
- ⑤ 園長の許可なく在籍のまま他の事業に従事したり、又はその他の労務、公務に服すること。

- ⑥ 職務の権限を超えて専断的な行為をすること。
- ⑦ 職務上の地位を利用して自己の利益を図ること。

## 第2節 出勤、退勤及び欠勤

### 第18条 遅刻、早退及び外出

遅刻、早退又は勤務時間中に外出するときは、あらかじめ園長に届け出てその許可を受けなければならない。但し、緊急やむを得ない事由で事前に届け出ることができなかつたときは、事後遅滞なく届け出なければならない。

### 第19条 欠勤の届出

病気その他やむを得ない事由により欠勤する場合は、事前に園長に届け出て承認を受けなければならない。但し、事前に届け出ることができないときは事後速やかに届け出なければならない。

2 病気欠勤が3日以上に及ぶときは、医師の診断書を提出しなければならない

3 前項の診断書記載の欠勤予定日数を超えて、引き続き欠勤するときは改めて医師の診断書を添えて、園長に届け出なければならない。

### 第20条 出勤制限

次の各号の一に該当するパートタイマーは出勤させないか、又は退勤を命ずることがある。

- ① 法令又は本規則によって就業又は職場への出入りを禁じられている者
- ② 業務上必要でない危険物を所持する者
- ③ 園内において風紀をみたす者又はそのおそれのある者
- ④ 前各号のほか、業務に支障を与えるおそれのある者

## 第3節 就業時間及び休憩時間

### 第21条 就業時間

労働条件通知書により個別に契約する。

フルタイムパートは、1日6時間以上、月120時間以上とする。

## 第4節 休日及び休暇

### 第22条 休日

休日は次のとおりとする。

- ① 個別の労働条件通知書において休日とした日
- ② その他会社が定める日

### 第23条 休日振替

業務の都合その他やむを得ない事由がある場合は、前条の休日を1週間以内の他の日に振り替えることがある。

2 前項の場合は、30日前に振替による休日と労働日を特定してパートタイマーに通知するものとする。

### 第24条 年次有給休暇

6か月以上継続勤務し、全労働日の8割以上勤務した者には継続または分割した年次有給休暇を下表のとおり与える。

			雇入れの日から起算した継続勤務期間の区分に応ずる年次有給休暇の日数						
週所定労働時間	週所定労働日数	1年間の所定労働日数(週以外の期間によって労働日数が定められている場合)	6ヶ月	1年 6ヶ月	2年 6ヶ月	3年 6ヶ月	4年 6ヶ月	5年 6ヶ月	6年 6ヶ月以上
30時間以上			10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
30時間未満	5日以上	217日以上							
	4日	169日～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
	3日	121日～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
	2日	73日～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
	1日	48日～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

2 有給休暇の日数は、1年に限り翌年に繰り越すことができる。

3 年次有給休暇を請求しようとする者は、事前に申し出なければならない。

4 年次有給休暇は、本人の申出があった時季に与えるものとする。ただし、申し出た時季に有給休暇を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合には他の時季に与えることがある。

#### 第25条 年次有給休暇の賃金

年次有給休暇の賃金は、所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金を支払う。

#### 第26条 計画的付与

使用者は、労使協定により、年次有給休暇を与える時季に関する定めをしたときは、年次有給休暇の日数(前年度からの繰越分を含む)のうち5日を超える部分については、その定めにより年次有給休暇を与えることができる。この場合、パートタイマーは労使協定に定められた時季に年次有給休暇を取得しなければならない。

#### 第27条 特別休暇

パートタイマーが次の各号の一に該当したときは特別休暇を与え、又は休業させる。

- ① 本人が結婚するとき 5日
- ② 子が結婚するとき 1日
- ③ 本人が出産するとき 産前6週間(多胎妊娠の場合は10週間)、産後8週間  
(但し、医師が支障がないと認めたときは、最低6週間)
- ④ 配偶者が出産するとき 2日
- ⑤ 配偶者、父母、子が死亡のとき 5日
- ⑥ 兄弟姉妹、祖父母、孫、配偶者の父母が死亡のとき 2日
- ⑦ 伯叔父母、甥、姪、曾祖父母、配偶者の祖父母、同兄弟姉妹が死亡のとき 1日
- ⑧ 生理日の就業が困難なとき 必要な期間
- ⑨ 要請に基づき証人、参考人として裁判所又は警察等に出頭するとき  
必要な時間又は日数
- ⑩ 選挙権、その他公民として権利を行使するとき 必要な時間又は日数
- ⑪ 天災地変その他本人の責に帰すことのできない災害等によって就業できないとき  
最高5日

2 特別休暇等を請求しようとする者は、事前に園長に申し出なければならない。但し、それが不可能な場合は事後すみやかに届け出なければならない。

第28条 公傷病休暇

パートタイマーが業務上の理由により負傷又は疾病にかかったときは、療養期間中は出勤として取り扱う。

第29条 特別休暇等の取扱い

特別休暇等の日数については、その間に休日があるときはこれを通算する。

2 特別休暇等の賃金の支払いについては、別に定めるところによる。

第30条 育児介護休業法に関する休業・休暇・その他の制限および措置等

パートタイマーは、1歳に満たない子を養育し、又は2週間以上対象家族を介護するため必要があるときは、会社に申し出て、育児・介護休業をし、又は育児・介護短時間勤務制度の適用を受けることができる。

2 育児・介護休業、子の看護休暇、介護休暇、育児・介護短時間勤務制度および育児介護休業法に関するその他の制限および措置については、別に定める育児介護休業規程による。

第31条 育児時間

生後1年に達しない乳児を育てる女子から請求があった場合には、所定の休憩時間のほか1日について2回それぞれ30分の育児時間を与える。

第5節 時間外及び休日勤務

第32条 時間外及び休日勤務

業務の都合によりやむを得ない場合は労働者代表との協定の上、法令の定める範囲内において、早出、残業又は休日に勤務させることがある。

第4章 給与

第33条 給与

給与・手当等に関しては、別途個別の労働条件通知書により定める。

第5章 福利厚生

第34条 慶弔見舞い

パートタイマー及びその家族の吉凶禍福に当たっては別表に定める見舞いを行い、慶弔救慰の意を表す。

第6章 安全衛生及び災害補償

第35条 安全衛生の確保

法人は、パートタイマーの健康管理及びその増進に努め、災害予防のための安全設備及び職場環境の改善充実に努めるものとする。

2 パートタイマーは前項の設備及び環境の整備改善に協力し、法令又は安全及び衛生に関する事項を遵守して健康の保持及び災害の予防に努めなければならない。

第36条 応急措置

園長は火気取締責任者を選任し、火災防止のため必要な措置をとるものとする。

2 パートタイマーは、火災その他災害を発見し、またその危険があると知ったときは臨機の処置をとるとともに直ちにその旨を関係者に連絡し、互いに協力して被害を最小限度に止めるよう努めなければならない。

#### 第 37 条 就業禁止

次の各号の一に該当するパートタイマーは医師の認定に従い、就業を禁止する。

- ① 伝染病の病原体保持者
- ② 他に伝染するおそれのある疾患にかかった者
- ③ 精神障害の疾病にかかった者
- ④ その他就業することにより病気が悪化するおそれのある者

#### 第 38 条 伝染病予防措置

パートタイマーの家族又は同居人、若しくはその近隣に居住する者が法定伝染病にかかり又はその疑いがあるときは速やかにその旨を園長に届け出て、必要な措置をとらなければならない。

#### 第 39 条 健康診断

パートタイマーは採用時及び毎年定期、臨時に行う健康診断を受けなければならない。

2 健康診断の結果、特に必要ある場合には就業を一定期間禁止し、又は職務の配置替え、労働時間の短縮その他の措置をとることがある。

#### 第 40 条 災害補償

パートタイマーが業務上負傷し、又は疾病にかかったときは労働基準法の規定に従い、療養補償、障害補償、休業補償を行う。なお、そのパートタイマーが死亡したときは遺族補償を行い葬祭料を支給する。

2 前項の対象者が同一の事由について労働者災害補償保険法に基づいて災害補償に相当する給付が行われるべき場合においては、前項の規定は適用しない。

### 第 7 章 表 彰

#### 第 41 条 表彰

パートタイマーが次の各号の一に該当する場合は、選考の上これを表彰する。

- ① 法人において満 10 年以上誠実に勤務したとき
- ② 善行があり、他のパートタイマーの模範とするにたるとき
- ③ 保育に関し、特に優れた研究を行ったとき及び特に創意工夫を考案したとき
- ④ 災害を未然に防止し、又は災害の際特に功労があったとき
- ⑤ 前各号に準ずる程度の善行又は功労があると認められるとき

#### 第 42 条 表彰の種類

前条の表彰は次の各号の一又は二以上を併せて行う。

- ① 賞状
- ② 賞品
- ③ 賞金

### 第 8 章 懲 戒

#### 第 43 条 懲戒事項

パートタイマーが第 16 条の規定に反したとき及び次の各号の一に該当するときは、懲戒を行う。但し、上場によって酌量することがある。

- ① 採用に当たり経歴を偽り、その他不正な方法を用いて採用されたことが判明した



とき

- ② 勤務状態が著しく不良又は正当な理由なく無届欠勤が5日以上に及んだとき
- ③ 会社の名誉信用を失墜すべき行為又は会社の諸問題につき真実を歪曲して流布宣伝する行為があったと
- ④ その他前各号に準ずる不都合な行為があったとき

#### 第44条 懲戒の方法

前条の規定による懲戒は、その情状により、次の区分に従って行う。

- ① 訓 戒 説諭し、将来を戒める。
- ② 譴 責 始末書を提出させ将来を戒める。
- ③ 減 給 始末書を提出させ労基法第九一条の規定の範囲において減給し、将来を戒める。
- ④ 出勤停止 始末書を提出させ30日以内の出勤を停止し、その間の給与を支給しない。
- ⑤ 懲戒解雇 解雇する。行政官庁の認定を受けた場合は、予告又は予告手当の支払いなく即時解雇する。

#### 第45条 損害賠償

パートタイマーが会社に損害を及ぼしたときは、懲戒に処するほかその損害を賠償させることがある。

附則

本規則は、令和元年10月1日から実施する。